

## 相楽東部広域連合スポーツ推進委員規則

平成 21 年 4 月 1 日  
教委規則第 22 号

### (趣旨)

第 1 条 この規則は、スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）第 32 条の規定に基づき、スポーツ推進委員の職務その他スポーツ推進委員に関し必要な事項を定めるものとする。

### (職務)

第 2 条 スポーツ推進委員は、住民のスポーツの振興に関し、その分担する地域又は事項について次の職務を行う。

- (1) 住民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこと。
- (2) スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うこと。
- (3) 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (4) 学校、社会教育団体その他行政機関の行うスポーツの行事又は事業に関し、協力すること。
- (5) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し、求めに応じ協力すること。
- (6) 住民一般に対し、スポーツについての理解を深めること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、住民のスポーツの振興のための指導助言を行うこと。

2 前項の規定によりスポーツ推進委員が分担する地域又は事項は、教育長が定める。

### (定数)

第 3 条 スポーツ推進委員の定数は、42 名以内とする。

### (任期)

第 4 条 スポーツ推進委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠のスポーツ推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 相楽東部広域連合教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、前項の期間中においてもスポーツ推進委員を解嘱することができる。

3 スポーツ推進委員は、再任を妨げない。

### (服務)

第 5 条 スポーツ推進委員は、相互に密接に連絡し、協力しなければならない。

2 スポーツ推進委員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例並びに教育委員会の定める規則等に従わなければならない。

3 スポーツ推進委員は、その職を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

### (研修)

第6条 スポーツ推進委員は、常にその職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(その他)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の際スポーツ基本法（平成23年法律第78号）附則第4条の規定により委嘱されたものとみなされるスポーツ推進委員の任期は、改正後の相楽東部広域連合スポーツ推進委員規則第4条1項の規定にかかわらず、施行日における従前の体育指導委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。